

第4章 工事・運営管理

4-1. 地元説明

整備計画の内容、工事や運用のスケジュール、開始されるサービスなどについて、利用予定者や地元関係者を対象とした説明会を開催します。

ポイント

- 説明会は、自治体の広報誌や web サイトにより案内するほか、町内会等の住民組織に依頼し、案内状を集落単位で配布するなど広く周知するとともに、集落単位や工事のエリア単位で実施するなど、多くの住民、農家などの利用予定者が参加できるようにすることが重要です。
- 事前に実証試験などを行っている場合には、現地でデモンストレーションを行うなど実物を見たり、体験してもらうことも有効と考えられます。

図 4-1 説明会の実施状況



説明会で用意する資料の例

- ① 工事エリア、情報通信施設の位置、新規サービスの提供範囲がわかる事業実施平面図
- ② 工事～サービス提供時期のわかるスケジュール表
- ③ 工事実施時に伴う注意事項（道路の通行制限の見込み等）
- ④ 新しく提供可能となる情報通信サービスに関する資料 等

4-2. 整備事業者の選定

入札等の手続により工事等を行う事業者を選定します。

ポイント

- 補助金等の交付を受けて実施する場合は、当該補助金に関する法令、運用・マニュアル等を確認のうえ、適切な方法により受注者選定を行う必要があります。
- 随意契約により発注する場合でも、複数の事業者から見積徴集を行うことやプロポーザル方式によるなど選定理由を明確にしておくことが重要です。

4-3. 無線局の免許・登録

無線局の設置に必要な免許又は登録の手続を行います。必要に応じて、無線従事者の確保・選任を行います。

ポイント

- 電波の混信を防ぐため無線局の開局には免許又は登録が必要な場合があります。利用する無線局の種別について免許又は登録の要否、必要な手続を確認しておく必要があります。(表 4-1)
- 免許又は登録の申請手続きに要する期間は規格により前後しますが、概ね 15 日～3 ヶ月程度を要します。工事の開始予定時期から逆算し整備予定地域を管轄する各地方総合通信局へ事前相談、申請内容等の確認、申請という流れで手続を進めます。
- 無線の種別によっては、資格を有する無線従事者の選任を行う必要があるため、必要な資格(第一級～第三級陸上特殊無線技士など)を有する無線従事者を確保します。

表 4-1 無線局免許・登録の要否

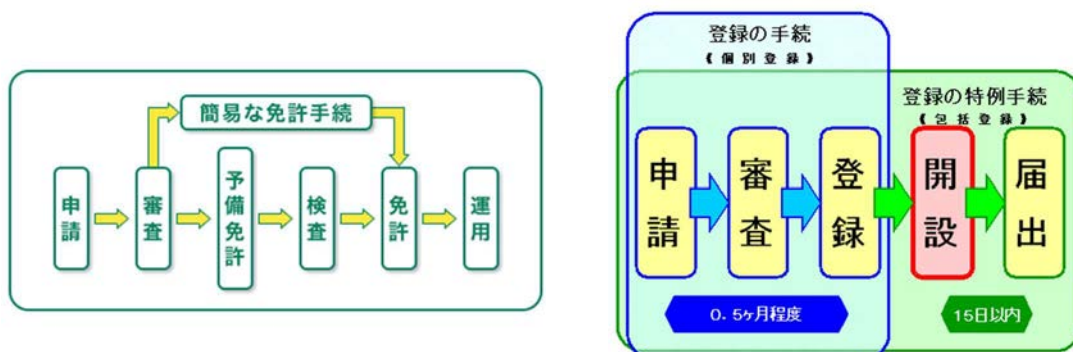
要否	無線局の種類	備考
(1) 免許が必要なもの	(2)(3) 以外の無線局	
(2) 免許が不要なもの	微弱無線局(発射する電波が著しく微弱なもの)	
	PHS、コードレス電話、特定小電力無線局など	LPWA 等
	市民ラジオ(27MHz 帯のトランシーバー)	
(3) 登録が必要なもの	5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局	
	5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局	
	空中線電力が 10MW 以下の PHS の基地局	
	周波数ホッピング方式の 2.4GHz 帯構内無線局	
	950MHz 帯構内無線局	
	デジタル簡易無線局	

<申請・登録に必要な手続>

申請・登録には、無線局の開局目的、設置場所、使用する無線機の工事設計などを記載した添付資料が必要です。手続きの流れや方法については、総務省電波利用ページに各手続きの詳細が記載されています。

総務省 web サイト「電波利用ページ(免許関係)」 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/index.htm>

図 4-2 無線局の免許、登録申請フロー



<ローカル5G及び自営等BWAにおける主な手続・要件等(参考)>

農業農村における情報通信環境整備において導入検討の可能性が高い無線通信規格のうち、ローカル5G及び自営等BWAにおける主な手続・要件等は表4-2のとおりです。

表4-2 ローカル5G及び自営等BWAにおける主な手続・要件等

主な事項	内容	備考															
無線局開設の 免許申請	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類:無線局事項書、工事設計書、エリアの範囲を示す図※、登記事項証明書※等 ※自己土地利用の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書提出の2~3カ月前に管轄の総合通信局への事前相談が必要 標準処理期間1カ月半 															
無線従事者の 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 第三級陸上特殊無線技士 	<ul style="list-style-type: none"> 空中線電力100W超の場合は第一級陸上特殊無線技士の資格要件が適用される。 															
電波利用料 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基地局</th> <th>陸上移動局 (包括免許)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローカル5G(4.6-4.9GHz)</td> <td>5,900円/局</td> <td>370円/局</td> </tr> <tr> <td>ローカル5G(28.2-29.1GHz)</td> <td>2,600円/局</td> <td>370円/局</td> </tr> <tr> <td>自営等BWA(2575-2595MHz)</td> <td>19,000円/局※</td> <td>370円/局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※空中線電力が0.01Wを超える場合</td> </tr> </tbody> </table>		基地局	陸上移動局 (包括免許)	ローカル5G(4.6-4.9GHz)	5,900円/局	370円/局	ローカル5G(28.2-29.1GHz)	2,600円/局	370円/局	自営等BWA(2575-2595MHz)	19,000円/局※	370円/局	※空中線電力が0.01Wを超える場合			
	基地局	陸上移動局 (包括免許)															
ローカル5G(4.6-4.9GHz)	5,900円/局	370円/局															
ローカル5G(28.2-29.1GHz)	2,600円/局	370円/局															
自営等BWA(2575-2595MHz)	19,000円/局※	370円/局															
※空中線電力が0.01Wを超える場合																	
提供範囲	<ul style="list-style-type: none"> 自己の建物内又は自己の土地内(自己土地利用) 他者の建物又は土地等での利用は、固定通信のみ可能(他者土地利用) 自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所で開設することが基本。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の土地の所有者が加入する団体によって、加入者の土地で一体的に業務が行われる場合は「自己土地利用」として取り扱う。 															
免許人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> (自己土地利用) 建物や土地の所有者等 建物や土地の所有者等から依頼を受けた者(他者土地利用) 当該建物又は土地の所有者等以外の者 	<ul style="list-style-type: none"> ローカル5Gは、携帯電話事業及び全国BWA事業者(全国MNO)は対象外。ただし、全国MNOの子会社等の関連企業は免許取得可能。 自営等BWAについては、全国MNO又はその子会社等の関連企業は対象外。 															
免許申請に係る調整	<ul style="list-style-type: none"> 近接するローカル5G又は自営等BWA免許人とのエリア調整が必要。 																
電気通信事業の登録	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業を営もうとする場合は電気通信事業の登録が必要。 ローカル5G、自営等BWAを自己の需要のために提供する場合は、登録は不要。 																

※詳細は総務省ホームページ及び第5世代モバイル推進フォーラム(5GMF)ホームページを御覧ください。

総務省「ローカル5G導入に関するガイドライン」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000722596.pdf

第5世代モバイル推進フォーラム(5GMF)「ローカル5G免許申請支援マニュアル 2.02版」

<https://5gmf.jp/case/4484/>

https://5gmf.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/local-5g-manual2_02.pdf

電気通信事業参入マニュアル

https://www.soumu.go.jp/main_content/000739290.pdf

電気通信事業参入マニュアル【追補版】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

電気通信事業参入・変更手続の案内

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html